さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、山梨市長を会長とする西関東連絡道路整備促進期成同盟会等より本件事業を早期に整備促進する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県山梨市役所

第６　収用又は使用の手続きが保留されている起業地　山梨県山梨市大字東字荒神山、字東田、字中島及び字下河原地内

**○関東地方整備局告示第二百八十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社湘南建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 白石　良一、加藤　孝之、石田　幸生 |

(2)　変更年月日

平成二十五年五月二十七日

**○関東地方整備局告示第二百八十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 市川市北国分三丁目三三六六番１から同市堀之内二丁目二三七三番まで | 前 | 六八・九〇～一〇二・六三 | 〇・〇二六 |
| | 後 | 七五・八〇～一〇二・六三 | 〇・〇二六 |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百八十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 市川市堀之内二丁目三三七二番１地先から同市堀之内二丁目三三七六番１まで | 前 | 六二・〇九～六五・四〇 | 〇・〇二三 |
| | 後 | 六四・四五～七七・六六 | 〇・〇二三 |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百八十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 市川市堀之内一丁目三一四八番から同市堀之内一丁目三一五六番一まで | 前 | 二〇七・四七～二二七・五七 | 〇・〇二三 |
| | 後 | 二一六・三九～二三四・〇九 | 〇・〇二三 |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百八十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百九十八号 | 市川市北国分一丁目二四五五番一一地先から同市北国分一丁目二四六一番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年六月十一日

**○関東地方整備局告示第二百八十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭